## 4-(4) 航空機騒音に係る環境基準の指定地域

空港・ 飛行場名	地域の 類 型	類 型 を あ て は め る 地 域
		霧島市(平成17年11月6日現在における溝辺町の区域に限る。)の区域(以
鹿児島空港		下「旧溝辺町の区域」という。)のうち,都市計画法(昭和43年法律第100号)
平成17.10.28		第9条第1項から第4項までに規定する第一種低層住居専用地域,第二種低層
鹿児島県告示		住居専用地域,第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
第1658号		霧島市の区域のうち,公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防
(H17.11.7施行)		止等に関する法律(昭和42年法律第110号)第8条の2に規定する第一種区域並
		びに旧溝辺町の区域のうち,都市計画法第9条第5項から第11項までに規定す
		る第一種住居地域,第二種住居地域,準住居地域,近隣商業地域,商業地域,
		準工業地域及び工業地域
		鹿屋市(平成17年12月31日現在における鹿屋市の区域に限る。)の区域(以
鹿屋飛行場		下「旧鹿屋市の区域」という。)のうち,都市計画法(昭和43年法律第100号)
(平成17.12.26)		第9条第1項から第4項までに規定する第一種低層住居専用地域,第二種低層
鹿児島県告示		住居専用地域,第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
第1929号		鹿屋市の区域のうち,防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和
(H18.1.1施行)		49年法律第101号)第4条に規定する第一種区域(類型 を当てはめる地域を除
		く。)並びに旧鹿屋市の区域のうち,都市計画法第9条第5項から第11項まで
		に規定する第一種住居地域,第二種住居地域,準住居地域,近隣商業地域,商
		業地域,準工業地域及び工業地域

## 4-(5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)

地	域	の	類	型	基準値
					70デシベル以下
					75デシベル以下

(注) を当てはめる地域は主として住居の用に供される地域とし, を当てはめる地域は商工業 の用に供される地域等 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

## 4-(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の指定地域

路線名	地域の 類 型	類 型 を あ て は め る 地 域			
		新幹線鉄道の軌道中心線から両側300メートル以内の地域(以下「対象地域」と			
		いう。)のうち,別紙図面に <u>黄緑色で表示する地域( 1)</u>			
		( 1)			
九州新幹線		都市計画法に基づく			
(平成18.10.20)		第一種低層住居専用地域,第二種低層住居専用地域			
鹿児島県告示	第一種中高層住居専用地域,第二種中高層住居専用地域				
1601号		第一種住居地域,第二種住居地域,準住居地域			
(H18.10.20施行)		都市計画法の用途地域の定めのない地域のうち,住居の存在する地域			
		対象地域のうち,別紙図面に <u>赤色で表示する地域(2)</u>			
		( 2)			
		都市計画法に基づく			
		近隣商業地域,商業地域,準工業地域,工業地域			
	注	)河川区間 , トンネル区間等には当てはめていない。			

(備考) 別紙図面は省略し,その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課及び関係市役所〔出水市,薩摩川内市, いちき串木野市,日置市,鹿児島市〕に備え置いて縦覧に供する。